

三島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三島市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館の資料費の新たな財源を確保するとともに事業経費を縮減することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、雑誌カバー等を広告媒体として活用して民間企業等から雑誌の提供を受けることをいう。

(提供の方法)

第3条 雑誌を提供する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、雑誌を購入して図書館に提供し、図書館が雑誌を配架するにあたっては、最新号の雑誌カバーの表面及び雑誌架に広告主の名称及び提供された旨を掲示し、また、雑誌カバーの裏面及び雑誌架に雑誌スポンサーの広告を掲示する。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは、市税を滞納していない法人その他の団体及び個人事業者等を対象とし、個人は除くものとする。

2 雑誌スポンサー申込者が、三島市広告掲載基準第2項のいずれかに該当する業種、または、事業者である場合は、雑誌スポンサーの対象としない。また、雑誌スポンサーが契約期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないもの。

(広告掲載基準)

第5条 広告の掲載内容は、三島市広告掲載要綱第2条及び三島市広告掲載基準に準じるものとする。

(広告の規格等)

第6条 雑誌スポンサーの表示ラベル及び広告の大きさ、表示位置は、次のとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面側及び雑誌架の表示ラベル

縦4センチメートル×横13センチメートルの範囲内で、雑誌カバー表面の中央下部及び当該雑誌架の中央下部とし図書館が作成する。

(2) 雑誌カバーの裏面及び雑誌架の広告

片面広告で、当該雑誌の大きさ以下とし、雑誌スポンサーの作成による。

(3) 雑誌架の広告

A5 版横(210mm×148mm)以下とし、雑誌スポンサーの作成による。

- 2 雑誌の配架位置は図書館が決定し掲出する。
- 3 一つの雑誌において雑誌架が複数ある場合においても、表示ラベル、広告は一つの雑誌架への表示とする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第 7 条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が作成した雑誌リストから希望する雑誌を選定し、雑誌スポンサー制度申込書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申込むものとする。

(1) 広告の図案及び原稿

(2) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

- 2 申込みは、随時とする。
- 3 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期が早いものを優先とする。

(雑誌の提供期間)

第 8 条 雑誌の提供期間は、雑誌の提供号から当該年度の 3 月末日までに発行される号までを原則とする。ただし、1 月以降の申込みについては、雑誌スポンサー申込者との協議により、翌年度 4 月に発行される号からの提供とする。

(広告内容の確認)

第 9 条 雑誌スポンサーの申込みがあったときは、教育委員会は、三島市広告掲載基準に基づいて、具体的な広告内容を確認し、その記載内容に修正、または、削除等が必要なときは、当該雑誌スポンサー申込者に依頼するものとする。

(審査)

第 10 条 前条の雑誌スポンサーとしての広告掲載の可否について、教育委員会は第 4 条、第 5 条に基づき、速やかにその内容を審査し、承諾の可否を決定し、雑誌スポンサー(承認・不承認)通知書(様式第 2 号)により当該申込者に通知するものとする。

(覚書の締結)

第 11 条 審査の結果、申込みを受諾することとした場合は、雑誌スポンサーと、覚書(様式第 3 号)を締結する。

(提供雑誌購入代金の支払い方法)

第 12 条 雑誌スポンサーが提供する雑誌の代金の支払いについては、教育委員会が指定する納入業者に直接支払うものとする。

- 2 前項の納入業者は、原則として三島市立図書館納入組合の書店とし、発売日に当該雑誌

を図書館へ納入することが可能なものとする。

(雑誌の休刊・廃刊時等の措置)

第 13 条 雑誌スポンサーが提供する雑誌が、休刊または廃刊した場合は、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告内容の変更)

第 14 条 雑誌スポンサーは、雑誌カバーの裏面の広告を 3 月ごとに変更することができる。

- 2 雑誌スポンサーは、広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 月前までに、広告内容変更申込書(様式第 4 号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、広告内容変更申込書が提出されたときは、速やかに広告掲載の可否を審査しなければならない。

(雑誌の提供中止の届出)

第 15 条 雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止するときは、期間満了の 3 月前までに、教育委員会に雑誌の提供中止届出書(様式第 5 号)を提出しなければならない。

- 2 雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届出書の提出がないときは、雑誌提供期間は自動的に翌年度も更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサー取消し)

第 16 条 スポンサーから前項の雑誌の提供中止届が提出されたとき又は三島市広告掲載基準の第 2 項に該当することが明らかになった場合は、雑誌スポンサーを取消すものとする。

- 2 教育委員会は、前項の取消しが決定した場合は、速やかに雑誌スポンサー(承認・不承認)通知書(様式第 2 号)により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

(公開)

第 17 条 教育委員会は、雑誌スポンサー及び提供雑誌を図書館のウェブページにおいて公開する。

(事務取扱)

第 18 条 雑誌スポンサー制度の事務取扱は、図書館が行うものとする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。